

岩手県後期高齢者医療広域連合決算要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第6項の規定により、次の決算の要領を別添のとおり公表します。

令和7年11月27日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 内 舘



- 1 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 2 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算